

宮古市市民交流センター使用料改定のお知らせ

市民交流センター使用料を改定します

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税相当分を改定した新しい使用料が適用されます。

ただし、令和元年9月30日までに利用の許可を受けた場合は、利用日が10月1日以降でも現行の料金を適用します。

適用日

令和元年10月1日（火）

貸室ごとの改定料金

貸室名	改定前		改定後	
	9:00~ 17:00	17:00~ 21:30	9:00~ 17:00	17:00~ 21:30
会議室1	400円	600円	400円	610円
会議室2	400円	600円	400円	610円
会議室3	400円	600円	400円	610円
多目的ホール	1,200円	1,800円	1,220円	1,830円
音楽スタジオ1	400円	600円	400円	610円
音楽スタジオ2	500円	750円	500円	760円
運動スタジオ1	400円	600円	400円	610円
運動スタジオ2	600円	900円	610円	910円
創作スタジオ	400円	600円	400円	610円
和室1	400円	600円	400円	610円
和室2	300円	450円	300円	450円
交流プラザ	1,000円	1,500円	1,010円	1,520円

※附属設備（ドラムセット、アンプセット、キーボード、シャワー）の使用料は変更ありません